

令和元年 11月25日  
中央環境審議会動物愛護部会  
(第53回)資料七

## 動物愛護管理基本指針の点検結果

基本指針	点検結果																				
<p><b>第2 今後の施策展開の方向</b></p> <p><b>2 施策別の取組</b></p> <p><b>(1) 普及啓発</b></p> <p><b>①現状と課題</b></p> <p>動物の愛護及び管理を推進するためには、広く国民が、終生飼養の責務、動物の虐待の防止及び動物の適正な取扱いに関する正しい知識及び理解を持つことが重要である。このため、国、地方公共団体等によって、動物の愛護及び管理の普及啓発事業が行われてきており、徐々に浸透しつつあるが、まだ十分ではなく、動物の愛護及び管理の意義等に関する国民の理解を更に推進する必要がある。また、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが心豊かに育つ上で、動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されており、適正な方法による機会の確保が求められている。このような現状において、国及び地方公共団体、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等を始めとした関係者の連携協力の下に、様々な機会をとらえて教育活動や広報活動等に取り組むことが求められている。</p> <p><b>②講すべき施策</b></p> <p>ア 国及び地方公共団体は、関係団体等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、動物愛護週間行事や適正飼養講習会等の実施、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の</p>	<p><b>講じた施策・達成状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○動物愛護週間に全国で普及啓発イベントを実施、ポスター10万枚を配布・掲示</li> <li>○普及啓発資料として、パネル、パンフレット、ポスター、動画等を作成・配布するとともに、HPの充実、広報誌への掲載、講演会及びシンポジウム等を実施（例）環境省主催シンポジウム「動物の愛護と管理と科学の関わり」（平成29年2月26日）</li> </ul> <p>※所有者の責務のうち、終生飼養や適切な繁殖制限措置を講ずることについて広報を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○適正飼養講習会を開催（平成25～29年度、16自治体・22回実施）、その他、各自治体が個別に講習会を開催</li> <li>○「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」（平成25年度～）において、以下の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省と自治体の連携によるモデル事業により、小学校でのふれあい教室、子供向けテキストの作成等を実施、事例集の作成・公表（平成26～29年度）</li> <li>・環境省「エコライフフェア」や、（公社）日本獣医師会「動物感謝デー」でのブース出展・ステージイベント等を実施</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;動物愛護管理法、終生飼養等の所有者責務の認知度（%）&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年※1</th> <th>平成29年※2</th> <th>平成30年※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動物愛護管理法※3</td> <td>52.5</td> <td>67.5</td> <td>76.6</td> </tr> <tr> <td>終生飼養</td> <td>74.1</td> <td>83.6</td> <td>88.6</td> </tr> <tr> <td>みだりな繁殖制限措置</td> <td>50.1</td> <td>62.5</td> <td>67.8</td> </tr> <tr> <td>他人への迷惑や危害の防止</td> <td>70.5</td> <td>73.6</td> <td>79.1</td> </tr> </tbody> </table>		平成25年※1	平成29年※2	平成30年※2	動物愛護管理法※3	52.5	67.5	76.6	終生飼養	74.1	83.6	88.6	みだりな繁殖制限措置	50.1	62.5	67.8	他人への迷惑や危害の防止	70.5	73.6	79.1
	平成25年※1	平成29年※2	平成30年※2																		
動物愛護管理法※3	52.5	67.5	76.6																		
終生飼養	74.1	83.6	88.6																		
みだりな繁殖制限措置	50.1	62.5	67.8																		
他人への迷惑や危害の防止	70.5	73.6	79.1																		

<p>愛護及び管理に関する教育活動、広報活動等を実施すること。特に、所有者等の責務のうち、終生飼養や適切な繁殖制限措置を講ずることについて積極的に広報すること。</p> <p>イ 動物との触れ合い事業の推進に当たっては、適正な飼養管理や動物のストレスを減らす配慮が必要であり、国によるガイドライン作成など、そのあり方について検討すること。また、情操の涵養等を目的とした学校飼育動物についても同様の配慮が行われるよう検討すること。</p>	<table border="1" data-bbox="1080 178 2011 281"> <tbody> <tr> <td>所有明示</td><td>53.7</td><td>50.6</td><td>55.5</td></tr> <tr> <td>動物の生態や習性などの十分な理解</td><td>49.1</td><td>64.6</td><td>69.6</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 平成 29、30 年度：（一社）ペットフード協会調査      ※2 平成 25 年度：環境省調査      ※3 「よく知っている」「ある程度の内容は知っている」「内容は知らないが名前は聞いたことはある」の合計値  <b>図 1、図 2 参照</b></p> <p style="text-align: center;">▽</p> <p>動物愛護管理法や所有者等の責務について認知度が向上しているものの、繁殖制限措置や所有明示の必要性に関する認知度が比較的低いことから、国及び地方公共団体は、引き続き関係団体と連携して効果的な広報に努めていくことが重要と考えられる。</p>	所有明示	53.7	50.6	55.5	動物の生態や習性などの十分な理解	49.1	64.6	69.6
所有明示	53.7	50.6	55.5						
動物の生態や習性などの十分な理解	49.1	64.6	69.6						
<p>(2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保</p> <p>①現状と課題</p> <p>適正飼養を推進するためには、飼い主に対する教育が重要であり、国、地方公共団体等によって、そのための様々な取組が行われてきているが、依然として安易な購入と飼養放棄、遺棄、虐待等の問題が一部において発生している。こうした問題を踏まえ、平成 24 年の動物愛護管理法改正により、所有者等の責務として終生飼養や適正な繁殖に係る努力義務が明文化された。</p> <p>また、都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数は、平成 16 年度の年間約 42 万頭から平成 23 年度は年間約 22 万頭と大幅に減少したが、殺処分率は約 94%（平成 16 年度）から約 79%（平成 23 年度）への減少となっており、殺処分率の減少に向けた更なる取組が必要である。なお、地方公共団体によ</p>	<p><b>講じた施策・達成状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○適正飼養講習会を開催（平成 25～29 年度、16 自治体・22 回実施）          （再掲）</li> <li>○適正譲渡講習会を開催（平成 25～30 年度、24 自治体・27 回実施）             <p>※適正飼養・適正譲渡講習会として 1 回で開催している場合は、それぞれ 1 回とカウント</p> </li> <li>○適正譲渡 DVD を作成・配布（平成 30 年度、約 1000 セット）</li> <li>○環境省 HP「収容動物データ検索サイト」を開設（平成 26 年度）</li> <li>○「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」において、環境省と自治体の連携によるモデル事業により、所有者不明の犬猫への不妊去勢、マイクロチップの装着、広域譲渡の推進、ミルクボランティア等を実施、事例集を作成・公表（平成 26～29 年度）</li> <li>○自治体による動物収容・譲渡対策施設の整備事業に対し補助金を交付（平成 25～30 年度、30 自治体に交付）（令和元年度、7 自治</li> </ul>								

っては、早くから引取り数を減少させる取組や返還・譲渡を推進してきたことにより、平成 23 年度には平成 16 年度比で引取り数の半減や殺処分率の減少等を達成した地方公共団体もあることを踏まえ、それぞれの実情に応じた取組を検討する必要がある。

## ②講すべき施策

ア みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安易な飼養の抑制等による終生飼養の徹底、販売時における動物取扱業者からの説明・指導等が適切に行われるようすること等により、平成 35 年度の都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数について、平成 16 年度比 75% 減となる概ね 10 万頭を目指す。また、法改正により地方公共団体の努力義務として明文化された元の所有者等への返還又は飼養を希望する者への譲渡等について、インターネット等を活用しながら進めることによりその殺処分率の更なる減少を図ること。

イ 動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法及び虐待の具体的事例が動物愛護管理法に明記されたこと並びに愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたことの周知徹底等を図るとともに、警察との連携をより一層推進することにより、遺棄及び虐待の防止を図ること。

体交付決定)

<犬及び猫の引取り数、殺処分率> 図 3 参照

	平成 25 年度	平成 29 年度
犬及び猫の引取り数	17.6 万頭	10.1 万頭
殺処分率	72.7%	42.9%

(動物愛護管理行政事務提要)

- 遺棄虐待事例を収集し、HP に掲載（平成 25、30 年度）
- 遺棄虐待事案への対応にあたり技術的助言として、遺棄の考え方を整理するとともに、警察と連携を行う旨の自治体宛通知文書を発出（平成 26 年 12 月）
- とらばさみを使用して愛護動物を捕獲する場合には、虐待にあたる可能性が高いことを周知し、とらばさみの不適正な使用の防止について協力依頼する旨の自治体及び販売団体宛通知文書を発出（平成 29 年 10 月）

○警察庁と連名の虐待防止に係るポスター 10 万枚を作成し、自治体に配布（平成 28 年）

○動物愛護管理実務担当者研修を開催（平成 27～29 年度）

※自治体職員向け、動物福祉の先進国とされるイギリスからの 講師による研修等

○動物虐待等科学的評価研修会を開催（平成 29～31 年度）

※自治体職員向け、動物虐待等の科学的評価に関する知識・技術に関する研修

<動物の愛護及び管理に関する法律 違反人員数>

年	通常受理	起訴	不起訴
平成 25 年	49	10	32
平成 26 年	71	21	51
平成 27 年	89	27	55

平成 28 年	94	33	57
平成 29 年	109	38	73
平成 30 年	144	31	110

(検察統計年報)



飼育者による不妊去勢及び終生飼養の徹底、更に販売業者等による飼育者への適切な説明を行うことが重要であり、引取り数の更なる減少を目指すとともに、適正な返還譲渡の推進による殺処分率の更なる減少を目指していく。

### (3) 動物による危害や迷惑問題の防止

#### ①現状と課題

動物の不適切な飼養により、動物による危害及び多数の動物の飼養等に起因し周辺の生活環境が損なわれる事態等の迷惑問題が発生しており、地方公共団体等に寄せられる苦情等も依然として多い状況にある。動物による危害及び迷惑問題は、所有者等とその近隣住民等との間で感情的対立を誘発しやすいなどの性格を有していることもあるため、行政主導による合意形成を踏まえたルール作り又はルール作りに対する更なる支援等が期待されている。

また、許可を受けて飼養されていた特定動物による人の殺傷事案が発生しており、より厳格な法令遵守が求められている。

#### ②講すべき施策

ア 住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫対策

#### 講じた施策・達成状況

○「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」において、環境省と自治体の連携によるモデル事業により、関係団体と連携した地域猫活動、TNR、猫の不妊去勢及び譲渡等を実施し、事例集を作成・公表（平成 26～29 年度）

<不妊去勢手術に対する助成がある自治体数(平成 30 年 3 月時点)>

不妊/去勢	猫	犬
不妊	490	195
去勢	458	178

(動物愛護管理行政事務提要)

※回答があった自治体の合計。また、助成対象は所有者不明、地域猫活動のみ等各種条件がある。

○社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会を設置し、ガイドラインの策定に向けて検討中（平成 31 年 3 月～）

○サファリパークに係る特定動物飼養者に対して、観覧者、従業員の安全の確保等の観点から、施設の管理方法等を確認し、指導監

について、地域の実情を踏まえた計画づくり等への支援を含め、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を推進し、猫の引取り数削減の推進を図ること。

イ 特定動物を販売する動物取扱業者に対し、販売先の飼養保管許可の有無について確認するだけではなく、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施するよう指導すること。

ウ 特定動物に関する法令遵守のため、国は、指導マニュアルの策定等を通じて、地方公共団体が専門知識を持った人材を育成できるよう支援すること。

督を徹底する旨の自治体宛通知文書を発出（平成 28 年 8 月）

○特定動物を飼養等している動物園等に対して、観覧者、従業員の安全の確保等の観点から、安全対策マニュアルの作成や、研修等の実施等の指導監督を徹底する旨の自治体宛通知文書を発出（平成 29 年 3 月、平成 30 年 10 月）

○特定動物の普及啓発パンフレットの作成・配布（平成 29 年 3 月）

<特定動物の飼養保管に対する行政による命令、立入検査等の実施状況（平成 29 年度）>

命令数(法第 32 条)	立入検査件 数(法第 33 条)	立入検査件 数(施設数) (法第 33 条)	許可の取消 し数(法第 29 条)	告発件数
1	2,490	1,316	0	0

（動物愛護管理行政事務提要）

<特定動物の飼養保管状況（平成 30 年 4 月時点）>

箇所数(施設数)	頭数
1,652	45,263

（動物愛護管理行政事務提要）

○世論調査においては、「鳴き声、悪臭など周囲の人々に迷惑をかける」など、動物による危害及び動物の飼養等に起因した周辺の生活環境が損なわれるという認識が依然としてあり、それを防止していく必要性を示している。（令和元年度内閣府世論調査結果、  
図 5～7 参照）



動物による危害や迷惑問題の防止の必要性について、引き続き周

	知徹底が必要である。																														
<p>(4) 所有明示（個体識別）措置の推進</p> <p>①現状と課題</p> <p>犬又は猫に関する所有者の明示（個体識別）（以下「所有明示」という。）の実施率は、平成22年度の世論調査では、犬が約36%、猫が約20%にとどまっていた。動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることは、動物の盗難及び迷子の発生の防止に資するとともに、迷子になった動物や非常災害時に逸走した動物の所有者の発見を容易にし、所有者責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然の防止に寄与するものである。このような所有明示措置の意義及び役割等についての国民の理解を深めるとともに、各種識別器具の普及環境の整備等を推進すること等により、所有明示の実施率の更なる向上を図る必要がある。</p> <p>②講すべき施策</p> <p>ア 所有明示措置の必要性に関する意識啓発や研究開発の促進を図ることなどにより、犬又は猫に関する所有明示の実施率の倍増を図ること。特に、マイクロチップの普及を推進すること。</p> <p>イ 国は、関係省庁及び団体の協力の下に、公的機関によるデータの一元的管理体制の早急な整備、個体識別技術の普及、マイクロチップリーダーの配備等、個体識別手段の普及のための基盤整備を図ること等を推進するとともに、マイク</p>	<p><b>講じた施策・達成状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」において、環境省と関係自治体の連携によるモデル事業により、マイクロチップに関する普及啓発資料の作成等、所有明示措置の推進に係る取組を実施（平成26～29年度）</li> <li>○犬猫販売業者のマイクロチップ装着の対応状況については、犬：13.3%（76業者/571業者が装着と回答）、猫：33.0%（667業者のうち220業者が装着と回答）（平成27年度環境省調査）</li> <li>○自治体における譲渡時の対応状況については、108自治体中、マイクロチップ装着後に譲渡する自治体：38自治体、譲渡先の所有者又は占有者にマイクロチップ装着を義務づけている：9自治体（平成28年度施行状況調査結果）</li> <li>○マイクロチップに限らず、何らかの所有者明示をしていない所有者の割合は、犬：26.9%、猫：50%（（一社）ペットフード協会調査） <b>図4</b>参照</li> <li>○動物ID普及推進会議への犬猫のマイクロチップの登録数が約213万件に増加（令和元年11月現在）</li> </ul> <p>&lt;MC登録数&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>犬</th> <th>猫</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度</td> <td>737,181</td> <td>165,724</td> <td>3,862</td> <td>906,767</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>878,725</td> <td>203,682</td> <td>4,013</td> <td>1,086,420</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>1,035,938</td> <td>248,774</td> <td>4,250</td> <td>1,288,962</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>1,192,032</td> <td>299,376</td> <td>4,475</td> <td>1,495,883</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>1,359,971</td> <td>356,563</td> <td>4,712</td> <td>1,721,246</td> </tr> </tbody> </table>	年度	犬	猫	その他	合計	平成25年度	737,181	165,724	3,862	906,767	平成26年度	878,725	203,682	4,013	1,086,420	平成27年度	1,035,938	248,774	4,250	1,288,962	平成28年度	1,192,032	299,376	4,475	1,495,883	平成29年度	1,359,971	356,563	4,712	1,721,246
年度	犬	猫	その他	合計																											
平成25年度	737,181	165,724	3,862	906,767																											
平成26年度	878,725	203,682	4,013	1,086,420																											
平成27年度	1,035,938	248,774	4,250	1,288,962																											
平成28年度	1,192,032	299,376	4,475	1,495,883																											
平成29年度	1,359,971	356,563	4,712	1,721,246																											

<p>ロチップの安全性等に係る知見の蓄積も含め、販売される犬猫へのマイクロチップ装着の義務化に向けた検討を行うこと。</p>	<table border="1"> <tr> <td>平成30年度</td><td>1,494,415</td><td>406,862</td><td>4,899</td><td>1,906,176</td></tr> <tr> <td>令和元年※</td><td>1,649,248</td><td>473,330</td><td>5,373</td><td>2,127,951</td></tr> </table>	平成30年度	1,494,415	406,862	4,899	1,906,176	令和元年※	1,649,248	473,330	5,373	2,127,951											
平成30年度	1,494,415	406,862	4,899	1,906,176																		
令和元年※	1,649,248	473,330	5,373	2,127,951																		
<p>※11月現在 ( (公社) 日本獣医師会調査)</p>																						
<p>▽</p>																						
<p>所有者明示の必要性について周知徹底しつつ、体制の整備等について更なる検討が必要である。</p>																						
<p><b>(5) 動物取扱業の適正化</b></p> <p><b>①現状と課題</b></p> <p>飼養管理が不適切な繁殖業者が依然として見られるなど、動物取扱業者による不適正飼養の実態があることから、動物取扱業の適正化に対する国民の要望も高く、平成24年の動物愛護管理法改正では動物取扱業者に対する規制が強化された。平成18年6月に施行された登録制度の遵守に加え、平成24年改正の趣旨を踏まえて、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、新たな制度の着実な運用を図る必要がある。</p> <p><b>②講すべき施策</b></p> <p>ア 登録制度の遵守を引き続き推進するとともに、犬猫等販売業に係る特例、幼齢の犬猫の販売のための引渡し・展示の禁止、現物確認・対面説明義務、第二種動物取扱業者の届出制度等、新たな規制の着実な運用を図ること。</p> <p>イ 優良な動物取扱業者の育成策を検討し、業界全体の資質の向上を図ること。</p> <p>ウ 国は、地方公共団体が動物取扱業者に対する監視指導をより強化することができるよう、その支援策を検討すること。</p>	<p><b>講じた施策・達成状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第一種動物取扱業者が適切に動物を管理するよう監視・指導を徹底するとともに、不適切な事業者の登録を取り消す等適切に対応する旨の自治体宛通知文書を発出(平成26年11月)</li> <li>○犬猫の死亡率の高い第一種動物取扱業者に対する監視・指導するにあたり、死亡診断書の提出を命じるとともに立入検査を実施する等、適切な対応を行う旨の自治体宛通知文書を発出(平成28年1月)</li> <li>○第一種動物取扱業者の登録数及び第二種動物取扱業者の届出は年々増加</li> </ul> <p>&lt;第一種及び第二種動物取扱業総事業所数の変遷&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種</td> <td>39,568</td> <td>39,874</td> <td>40,921</td> <td>42,367</td> <td>42,942</td> <td>43,749</td> </tr> <tr> <td>第二種</td> <td>—</td> <td>336</td> <td>480</td> <td>683</td> <td>839</td> <td>942</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(動物愛護管理行政事務提要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対面説明時間について犬猫とも30分以上かける取扱業者は年々増加</li> </ul> <p>&lt;30分以上対面説明時間をかける事業者数&gt;</p>	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	第一種	39,568	39,874	40,921	42,367	42,942	43,749	第二種	—	336	480	683	839	942
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30																
第一種	39,568	39,874	40,921	42,367	42,942	43,749																
第二種	—	336	480	683	839	942																

と。

	犬	猫
平成 25 年度 (n=231)	142	136
平成 26 年度 (n=314)	188	188
平成 27 年度 (n=571)	462 (n=571)	574 (n=667)

(環境省調査 (平成 25~27 年度) )

- 動物愛護管理室職員が関係団体が開催するシンポジウム等で動物愛護管理法の遵守等について講演を実施 (平成 29 年度・平成 30 年度：約 30 回／年)
- 国及び自治体職員を対象に動物愛護管理実務担当者研修会 (平成 27 年度～平成 29 年度)、動物愛護管理担当者研修 (毎年 1 回) を開催
- 地方自治体担当課長会議を開催し、動物愛護管法の現状について地方自治体間を認識を図る (毎年 1 回)。
- 動物取扱責任者研修資料として、動物愛護管理法等の「法令事項の遵守」の係る映像を作成し関係自治体に配布 (平成 29 年度)  
<動物取扱業者への監視指導の実施状況 (平成 28 年度実績) >

	第一種動物取扱業	第二種動物取扱業
立入検査実施施設数	25,053	442
指導施設数	4,899	57
改善された施設数	957	18
一部改善された施設数	382	15
改善されなかった施設数	97	1

未確認	2,517	12
その他	547	6

(動物愛護管理法の施行状況調査)

- 動物取扱業に係る飼養管理に関する基準等の具体化を図っていくことを目的として、科学的知見に基づいた基準やガイドラインのあり方について、専門的な見地から検討を行う「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」を設置（平成30年3月～、計4回検討会を開催）
- 業界の取組として、犬猫適正飼養推進協議会では、「動物の快適性に配慮した適正飼養指針」を策定し、ウェブサイトで公表している。（一社）全国ペット協会では、購入者向けの適正飼養に係る普及啓発DVDを作成している。

▽

動物取扱業について、自治体の監視・指導等による適正化が図られてきた。今後は、これに加え、業界の自主的取組を促進し、業界全体をレベルアップするような取組を推進していくことが重要と考えられる。

(6) 実験動物の適正な取扱いの推進

①現状と課題

実験動物の飼養等については、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月環境省告示第88号。以下「実験動物の飼養保管等基準」という。）に基づき、自主管理を基本としてその適正化を図る仕組みとなっているが、本基準の遵守指導等を円滑に行うための体制整備が十分にされていない施設が一部にある。動物を科学上の利用に供することは、

講じた施策・達成状況

- 文部科学省、厚生労働省、農林水産省では、所管する研究機関等に対して統一的な基本指針を策定し、本指針に基づき動物実験等の適正な実施を図っている。
- 実験動物飼養保管等基準解説書研究会において「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の解説書を作成（平成29年10月）し、関係学会等が主催する研修会での講演等を通じて、周知・啓発を実施

<p>生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その飼養及び科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、国際的にも普及し、定着している実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」（代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement）を踏まえた適切な措置を講じること等が必要とされている。</p> <p><b>②講るべき施策</b></p> <p>ア 関係省庁、団体等と連携しつつ、「3Rの原則」や実験動物の飼養保管等基準の周知が、当該基準の解説書の作成等を通して効果的かつ効率的に行われるようになるとともに、実験動物に関する国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報を収集すること。</p> <p>イ 国は、実験動物の飼養保管等基準の遵守状況について、緊急時に対応するための計画作成状況も含め、定期的な実態把握を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○普及啓発として、パンフレット「実験動物の適正な飼養保管等を推進するために」を作成・配布を実施（平成26年2月発行）</li> <li>○NPO法人動物実験関係者連絡協議会の調査を踏まえ、環境省にて実験動物の取扱いに関する各国の制度について取りまとめを実施（平成29年）</li> <li>○「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」について、定期的に関係機関における遵守状況の調査を実施し、公表</li> </ul> <p style="text-align: center;">▽</p> <p>引き続き、関係省庁等と連携しながら、現行の管理体制の把握に努めつつ、「3Rの原則」、飼養保管等基準の周知及び遵守を徹底していく必要がある。</p>
<p><b>(7) 産業動物の適正な取扱いの推進</b></p> <p><b>①現状と課題</b></p> <p>動物の愛護及び管理の観点に配慮した産業動物の適正な取扱いについて、環境省が平成24年に実施した一般市民を対象としたアンケートでは、アニマルウェルフェアの認知度は2割以下に留まっている。また、国際獣疫事務局（OIE）では、現在、畜種ごとの飼養基準について検討が行われているところであ</p>	<p><b>講じた施策・達成状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定期的な関係省庁の担当者との打合せを実施し、関係省庁との連携体制を強化</li> <li>○農林水産省において、国際獣疫事務局（OIE）が示した指針も踏まえ、「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について（平成29年11月15日付け農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）」を発出するとともに、（公社）畜</li> </ul>

る。このような国際的な動向、関係法令等との整合性、我が国の実情等を踏まえ、我が国では各畜種について、民間の取組により「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」が既に作成されているところであり、その普及啓発を進めていく必要がある。

## ②講すべき施策

- ア 国は、国際的な動向も踏まえながら、動物の愛護及び管理に配慮した産業動物の飼養等の在り方を検討し、産業動物の飼養及び保管に関する基準に反映すること。
- イ 産業動物の性格に応じた動物の愛護及び管理の必要性に関する普及啓発を推進すること。
- ウ 災害時における産業動物の取扱いについても、情報共有を図りつつ、関係省庁が協力して検討すること。

産技術協会等が畜種ごとに作成している「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」等の策定・普及等を支援

<（公社）畜産技術協会が策定した飼養管理指針等>

- ・アニマルウェルフェアの考え方に対応した乳用牛の飼養管理指針
- ・アニマルウェルフェアの考え方に対応した肉用牛の飼養管理指針
- ・アニマルウェルフェアの考え方に対応した豚の飼養管理指針
- ・アニマルウェルフェアの考え方に対応した採卵鶏の飼養管理指針
- ・アニマルウェルフェアの考え方に対応したブロイラーの飼養管理指針
- ・アニマルウェルフェアの考え方に対応した馬の飼養管理指針
- ・アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の輸送に関する指針
- ・アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の農場内における殺処分に関する指針



引き続き、関係省庁と連携しつつ、より関係機関間の連携を強化する方法を検討する必要がある。

## (8) 災害時対策

### ①現状と課題

地震等の緊急災害時においては、動物を所有又は占有する被災者等の心の安らぎの確保、被災動物の救護及び動物による人への危害防止等の観点から、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、国や地方公共団体、獣医師会、動物愛護団体等によって行われてきているが、東日本大震災等の緊急災害時には、一部で関係

### 講じた施策・達成状況

- 東日本大震災等の教訓を踏まえ、発災時における飼い主責任によるペットとの同行避難や避難後の飼育を基本に置いた「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を発行し、地方自治体等に配布（平成25年6月）
- 災害対策基本法に基づく「防災基本計画」の改訂にあたり、飼い主責任による家庭動物の同行避難や避難所での飼養に関する事項が追記（平成26年1月）されたことを受け、全都道府県の地域防

機関等の連携が十分でない事例が見られた。今後は、これらの措置が、関係機関等の連携協力の下に迅速・安全かつ適切に行われるようするため、地域性・災害の種類に応じた準備体制を平素から確保しておく必要がある。

## ②講すべき施策

- ア 動物愛護管理推進計画に加えて、地域防災計画においても動物の取扱い等に関する位置付けを明確化すること等を通じて、所有者（飼い主）責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物等の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の整備を図ること。また関係省庁は、その体制の整備に向けた調整を図ること。
- イ 動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。
- ウ 災害時に民間団体と協力する仕組みや、地方公共団体間で広域的に対応する訂正の整備を推進すること。

災計画に災害時の家庭動物への対応について記載が完了

- 環境省防災業務計画の修正。自治体の「地域防災計画」の作成の基準となる事項、1) 災害予防、2) 災害応急対策に、ペット関連の記述を追加し、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を参照することを記載（平成 28 年 8 月）、ガイドラインの改名を反映（令和元年 6 月）
- 熊本地震を教訓として、全国を 8 ブロックに分けて自治体や獣医師会等を参加者とする「広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練」を実施（平成 29 年度～）
- 「人とペットの災害対策シンポジウム」を開催（平成 30 年 2 月）
- 熊本地震における各被災自治体や被災者を受け入れた自治体、関係団体等の被災動物対応についてとりまとめた記録集を作成し自治体等に配布（平成 30 年 3 月）
- 熊本地震での対応経験を受け、災害時のペットへの対応が被災者救護のためにあること、自助や同行避難の重要性を再確認し、広域支援・受援体制に関して追記した「人とペットの災害対策ガイドライン」（災害時におけるペットの救護対策ガイドラインの改訂版）を発行して自治体に配付（平成 30 年 3 月）
- 「災害、あなたとペットは大丈夫？人とペットの災害対策ガイドライン＜一般飼い主編＞」を作成し、ペットの飼い主に災害対策について普及啓発（平成 30 年 9 月）
- 「被災ペット救護施設運営の手引き」を作成し、自治体に配布（平成 31 年 3 月）



都道府県を中心に地方自治体による動物愛護管理推進計画、地域

	<p>防災計画への反映や記載状況が改善した一方で、区市町村の地域防災計画への反映がいまだ不十分だと思われ、都道府県を含めてより実効性の高い計画にしていく必要がある。</p> <p>飼い主責任による「同行避難」がある程度普及したものの、大規模災害時におけるペットの適正な飼養管理の在り方、ペットとの同行避難や避難所、応急仮設住宅でのペットの受入れ等が課題となっている。</p>
<p>(9) 人材育成</p> <p>①現状と課題</p> <p>動物の愛護及び管理に関する施策の対象は、広範かつ多岐にわたっており、施策の実施に当たっては相当の知識や技術が必要であることから、地方公共団体は、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する動物愛護担当職員を置くことができることとされている。</p> <p>また、動物の愛護及び管理に関する施策の中には民間の有識者等による対応を求ることによって、行政の限界を超えて地域に根付いた形で動物の愛護及び管理が広がっていくことが期待される課題もある。しかし、例えば都道府県知事、指定都市及び中核市の長により委嘱された動物愛護推進員等の人数は、平成 15 年度末には、98 地方公共団体中 21 地方公共団体、約 1400 人であったところ、平成 23 年度末には、108 地方公共団体中 60 地方公共団体、約 2900 人へ増加したが、民間の有識者等に対して協力を求める能够な体制の整備はまだ十分とはいえない状況にある。このため、動物愛護推進員等の人材の育成等をさらに積極的に推進していく必要がある。</p>	<p><b>講じた施策・達成状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○動物愛護管理研修</li> </ul> <p>自治体職員を対象に、動物愛護管理に関する基本的な知識や考え方や課題、ペット問題に関する様々な取組など業務の実施に必要な専門的な知識の習得のために毎年実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○適正飼養講習会を開催（平成 25～29 年度、16 自治体・22 回実施）</li> <li>○適正譲渡講習会を開催（平成 25～30 年度、24 自治体・27 回実施） (再掲)</li> </ul> <p>※適正飼養・適正譲渡講習会として 1 回で開催している場合は、それぞれ 1 回とカウント。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自治体職員の災害対応に係るスキルアップと発災時に支援できる人材の育成を目的とした、民間による「災害派遣人材育成研修会」事業に参画し、災害時の組織的な対応にかかる講師として支援（平成 28 年度～）</li> <li>○自治体職員を対象とした、動物福祉の先進国とされるイギリスの講師等による「動物愛護管理担当者研修」を開催（平成 27～29 年度）</li> <li>○自治体職員向けの動物虐待等の科学的評価に関する知識・技術に関する「動物虐待等科学的評価研修会」を開催（平成 29～令和元</li> </ul>

②講すべき施策

- ア 国は、動物愛護管理行政の担当者の専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。
- イ 関係地方公共団体等における協議会の設置及び動物愛護推進員等の委嘱を推進するとともに、被災動物への対応、不適正飼養等の事案への対応等、動物愛護推進員制度が十分に機能するよう、国は地方公共団体に対して情報提供や技術的助言を確実に実施すること。
- ウ 適正飼養に関する専門的知識及び技能等を保持する人材をより活用していくため、人材情報を関係者間で共有する仕組みを検討する等、国及び関係地方公共団体等における官民の連携事業を推進すること。

年度)

<動物愛護推進協議会を設置または参画している自治体数>

	平成 25 年 3 月	平成 30 年 3 月
都道府県	37	40
指定都市	10	12
中核市	5	6
その他	1	4
他自治体の協議会に参画する自治体	88	149

(動物愛護管理行政事務提要)

<動物愛護推進員数>

	平成 25 年 3 月	平成 30 年 3 月
委嘱している自治体数	63	72
委嘱人数	3,045	3,423

(動物愛護管理行政事務提要)

○動物愛護管理関連行事の開催や各業界の講演等の対応による人材育成の取組を推進



自治体の職員の人材育成については、必要性の高い分野について、引き続き研修の実施や自治体の取組支援を行っていく必要がある。

動物愛護推進協議会の設置数や動物愛護推進員の数は増加しているが、改正法の効果によりさらに増加するものと思われる。

(10) 調査研究の推進

①現状と課題

動物の愛護及び管理に関する調査研究は、関係する分野が多くにわたり、かつ応用的であるといった特徴を有していること

講じた施策・達成状況

- 「犬猫幼齢個体を親兄弟から引き離す理想的な時期に関する調査」を実施（平成 25～29 年度）
- マイクロチップについては、(4) 所有者明示（個別識別）措置の

から関係学会等は広範にわたっており、その知見等が体系的に整理されているとはいえない状況にある。多くの国民の共感を呼び、自主的な参加を幅広く促すことができる動物の愛護及び管理に関する施策を進めるためには、科学的な知見等に基づいた施策の展開も重要であることから、動物の愛護及び管理に関する国内外の事例・実態に関する調査研究を推進する必要がある。また、海外での研究や知見の蓄積を活かしつつ、国内における犬猫等の流通及び飼養実態を踏まえた科学的知見を充実させる必要がある。

## ②講すべき施策

- ア 国は、犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するための幼齢の犬猫を親等から引き離しても良い適切な時期についての科学的知見を充実させること。
- イ 国は、マイクロチップの普及促進及び販売の用に供せられる犬猫等にマイクロチップを装着させるための方策について調査研究を実施すること。
- ウ 関係機関が協力して、諸外国の制度、科学的知見に関する文献及び国内における遺棄、虐待の罰則の適用状況及び具体的な事例等に係る情報収集を行うこと。

## 推進を参照

- 遺棄虐待事例を収集し、HPに掲載（平成25、30年度）（再掲）
- 自治体職員を対象とした、動物福祉の先進国とされるイギリスの講師等による「動物愛護管理担当者研修」を開催（平成27～29年度）（再掲）
- 環境省職員による訪独・英・仏調査を実施（平成29、30年度）
- 自治体職員を対象とした、動物虐待等の科学的評価に関する知識・技術に関する「動物虐待等科学的評価研修会」を開催（平成29～31年度）（再掲）
- 動物愛護管理法に定められている動物取扱業に係る飼養管理に関する基準等の具体化を図っていくことを目的として、科学的知見に基づいた基準やガイドラインのあり方について、専門的な見地から検討を行う「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」を設置（平成30年3月～、計4回検討会実施）（再掲）

▽

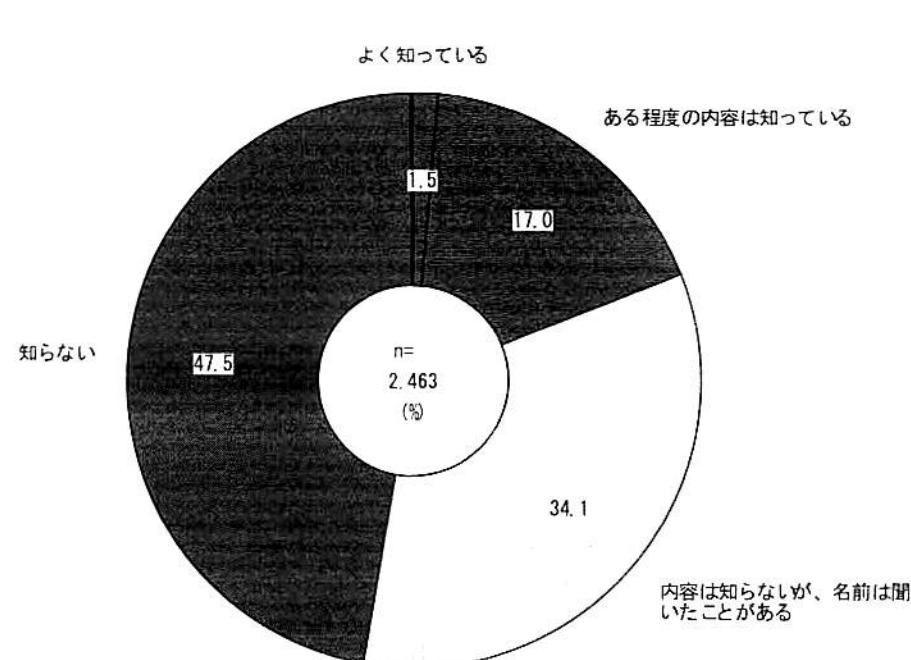
引き続き、遺棄、虐待の事例の集積を行いつつ、動物愛護管理行政に関する各国の法令、背景情報等の収集・把握を実施していく。

# 動物愛護管理法の認知度について

Q: 動物の愛護及び管理に関する法律について知っていますか。

- 各年代ともに5割以上が動物愛護管理法の内容を知らないと答えている。
- 内容を知っていると答えた割合は年々増加している。

2017年



H25(2012)年度環境省調べ

- よく知っている
- ある程度の内容は知っている
- 内容は知らないが、名前は聞いたことはある
- 知らない

	TOTAL	(%)	(%)	(%)	(%)
TOTAL	1821	5.7	29.0	32.9	32.5
20代	156	14.7	28.8	28.2	28.2
30代	240	8.3	22.5	33.8	35.4
40代	313	7.0	24.6	31.3	37.1
50代	353	4.2	29.5	30.3	36.0
60代	338	2.4	33.1	34.3	30.2
70代	421	3.6	32.3	36.3	27.8

2018年

- よく知っている
- ある程度の内容は知っている
- 内容は知らないが、名前は聞いたことはある
- 知らない

	TOTAL	(%)	(%)	(%)	(%)
TOTAL	1980	35.3	34.2	23.4	23.4
20代	177	12.0	27.7	23.2	23.2
30代	275	13.8	28.0	27.3	27.3
40代	346	32.4	38.4	22.3	22.3
50代	404	31.4	39.1	23.5	23.5
60代	379	36.7	33.8	25.1	25.1
70代	399	42.1	33.1	20.1	20.1

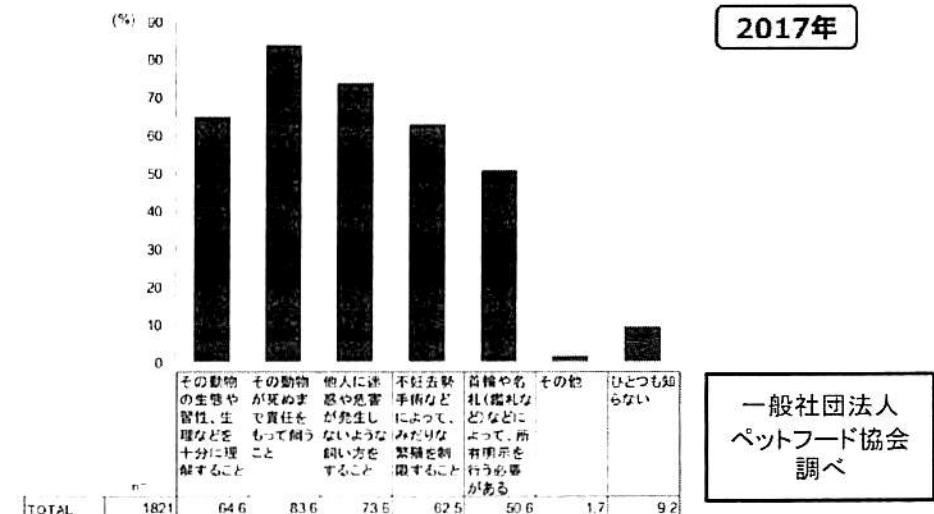
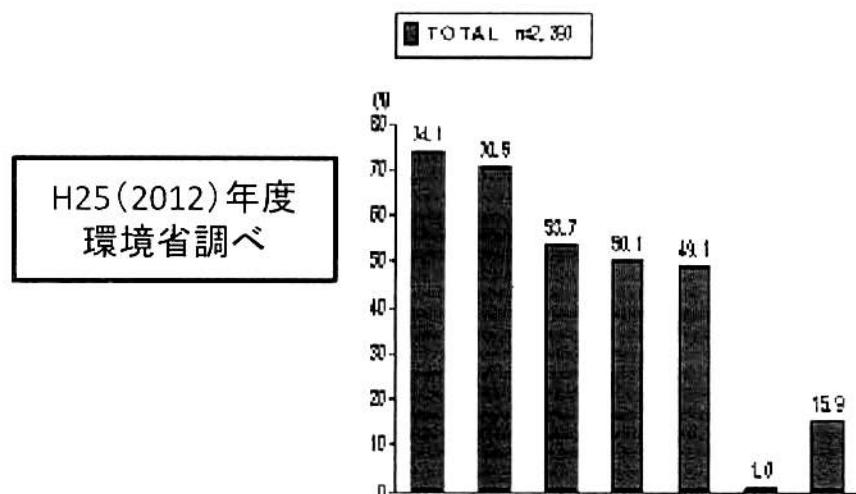
一般社団法人ペットフード協会調べ

# 飼い主の責務認知について

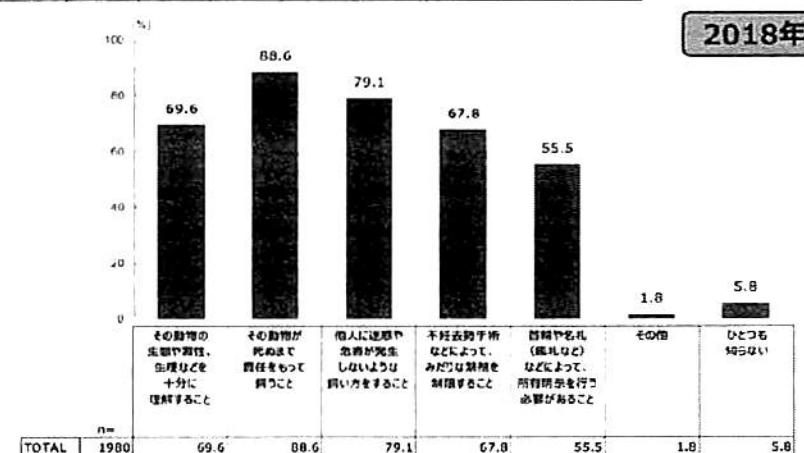
Q: あなたは、ペットを飼うときの飼い主の責務を知っていますか。次のうち、あなたが知っているものをお答えください。（複数回答可）

○各項目概ね50%を超えており。

○飼い主責務の内容を知らないと答えた割合は年々低下している。

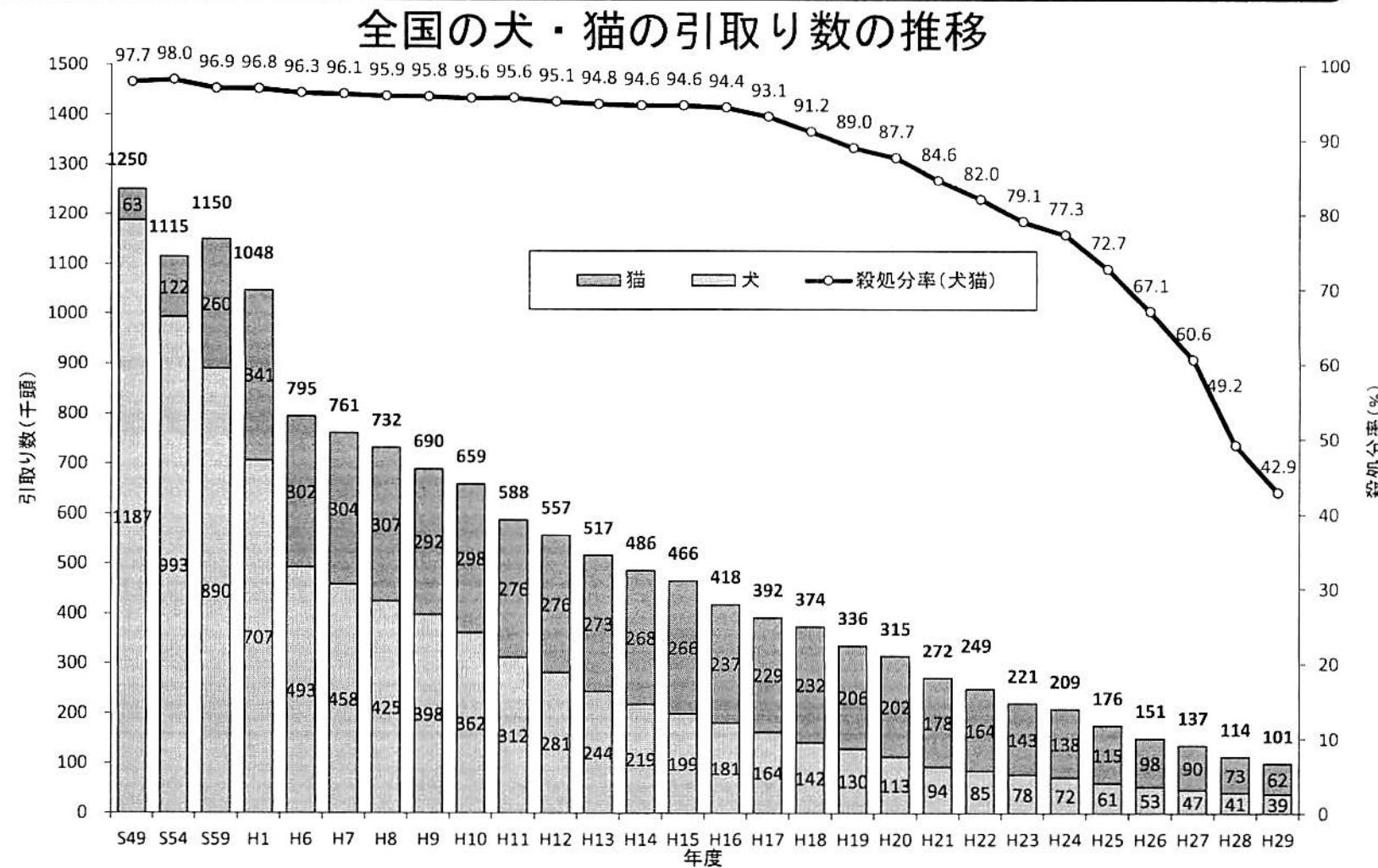


年代	n	2 そつめに責任あることを行なう	3 他の人にうれしいとされる	5 不妊去勢手術を受ける	4 その動物の性質や特徴を十分に理解すること	1 その動物の生態や習性、生理などを十分に理解すること	6 他人に迷惑をかけること	7 ひとつも知らない
TOTAL	2,391	74.1	70.5	53.7	50.1	49.1	1.0	15.9



# 犬・猫の引取り数の推移「動物愛護管理行政事務提要(平成30年度版)」より

○犬・猫の引取り数は年々減少している。平成29年度では約10.1万頭（犬3.9万頭、猫6.2万頭）である。



・1974年度～1998年度 総理府調べ、1999年度～環境省調べ

・2005年度以前の犬の引取り数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値

# 所有者明示の実施について

○所有者明示をしていないと答えた割合が、犬で26.9%，猫で50.0%

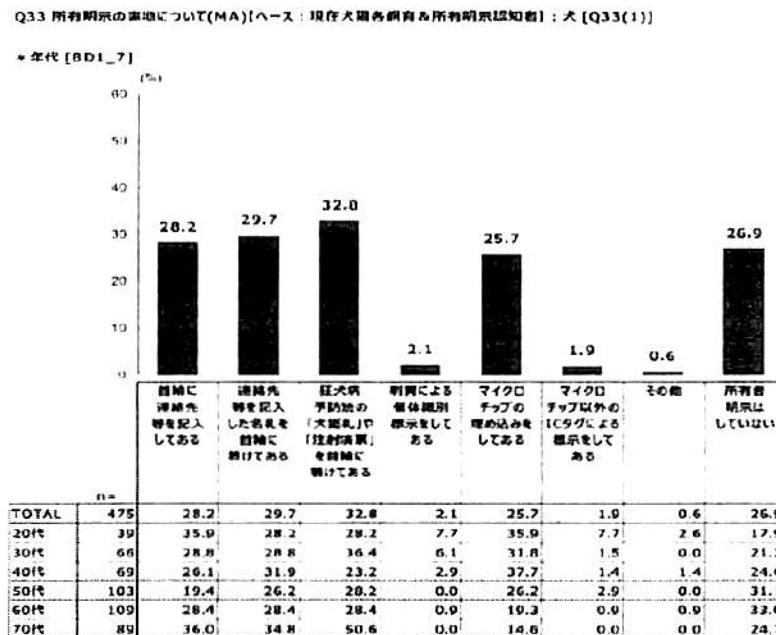
## 所有者明示の実施

調査2 Q33

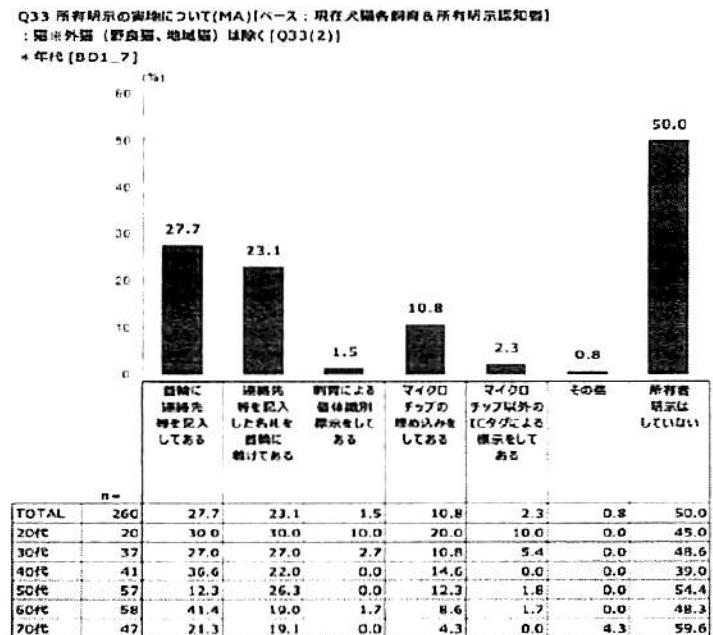
集計ベース：現在犬または猫飼育者  
※外猫（野良猫、地域猫）は除く（Q33(2)  
単位：%

2018年

犬



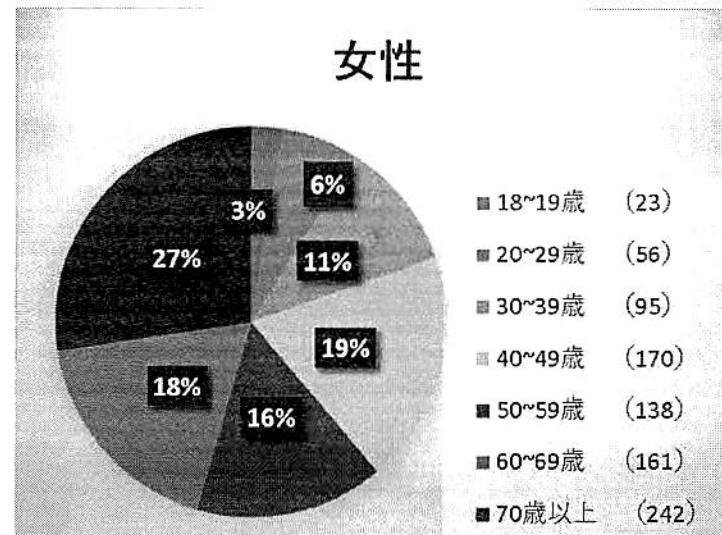
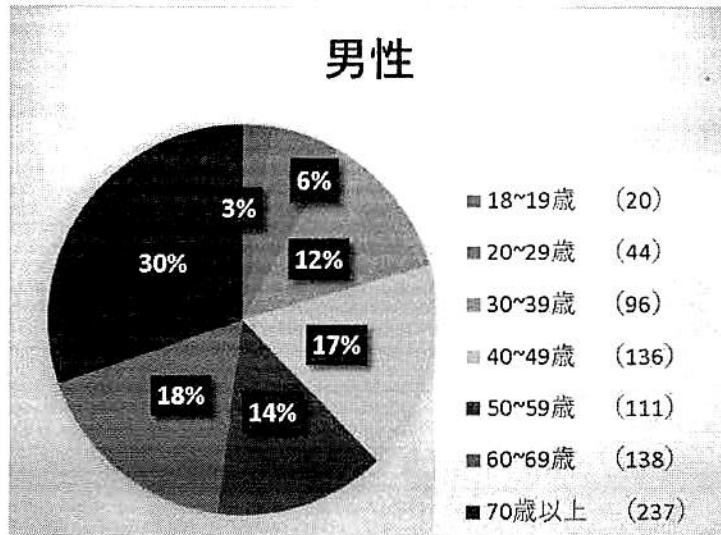
猫



# 環境問題に関する世論調査の結果について

- ◆実施主体：内閣府
- ◆対象：全国18歳以上の日本国籍を有する者（標本数3,000人）
- ◆調査方法：調査員による個別面接聴取法
- ◆調査時期：令和元年8月22日～9月1日
- ◆有効回答：1,667件
- ◆計15問のうち動物愛護管理に関しては3問（複数回答可）

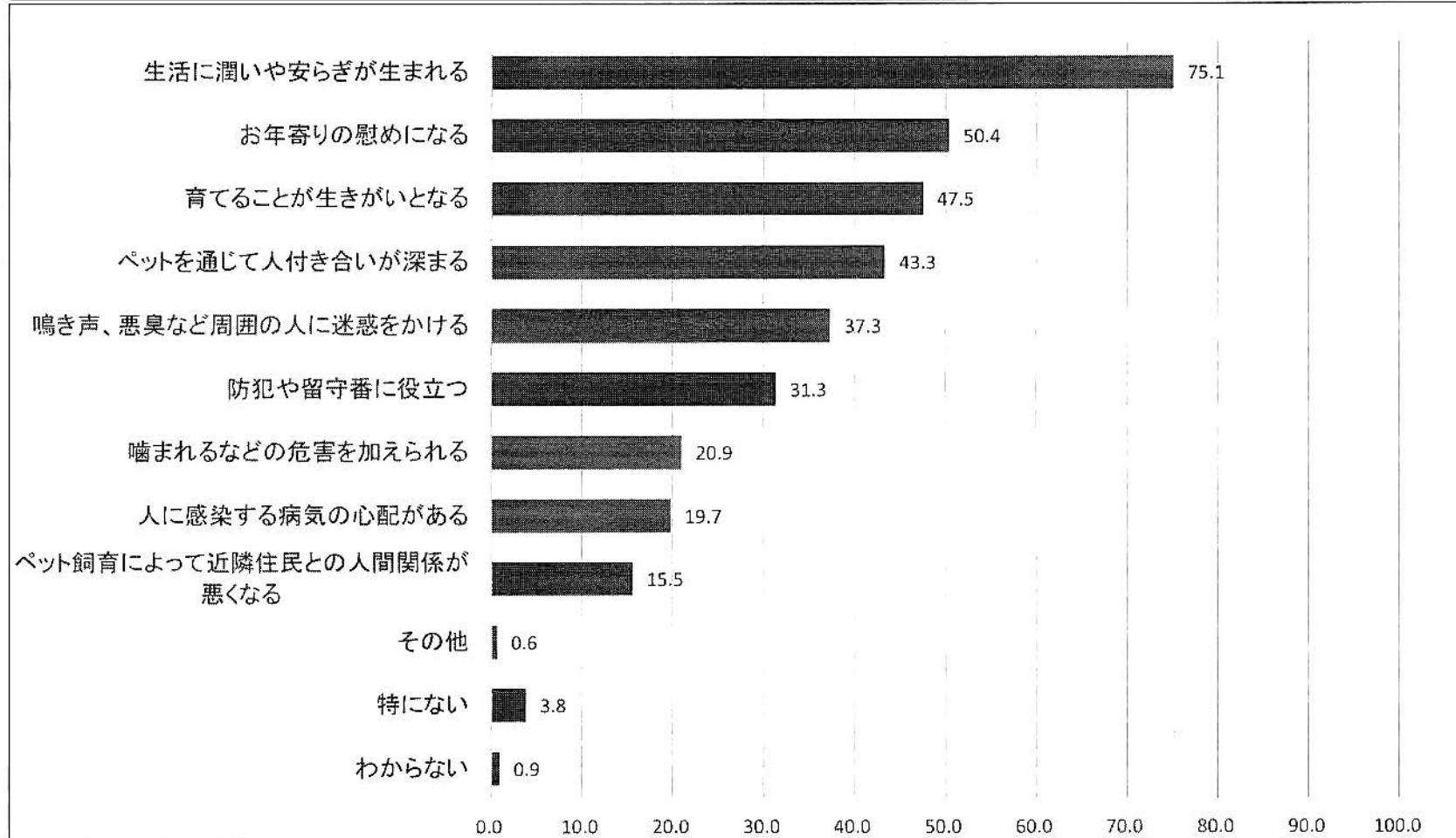
## ●性・年齢別回収結果



## ペットが人に与える影響について

Q：あなたは、ペットを飼育することによって、飼い主または周囲の人の生活にどのような影響を与えると思いますか。（複数回答可）

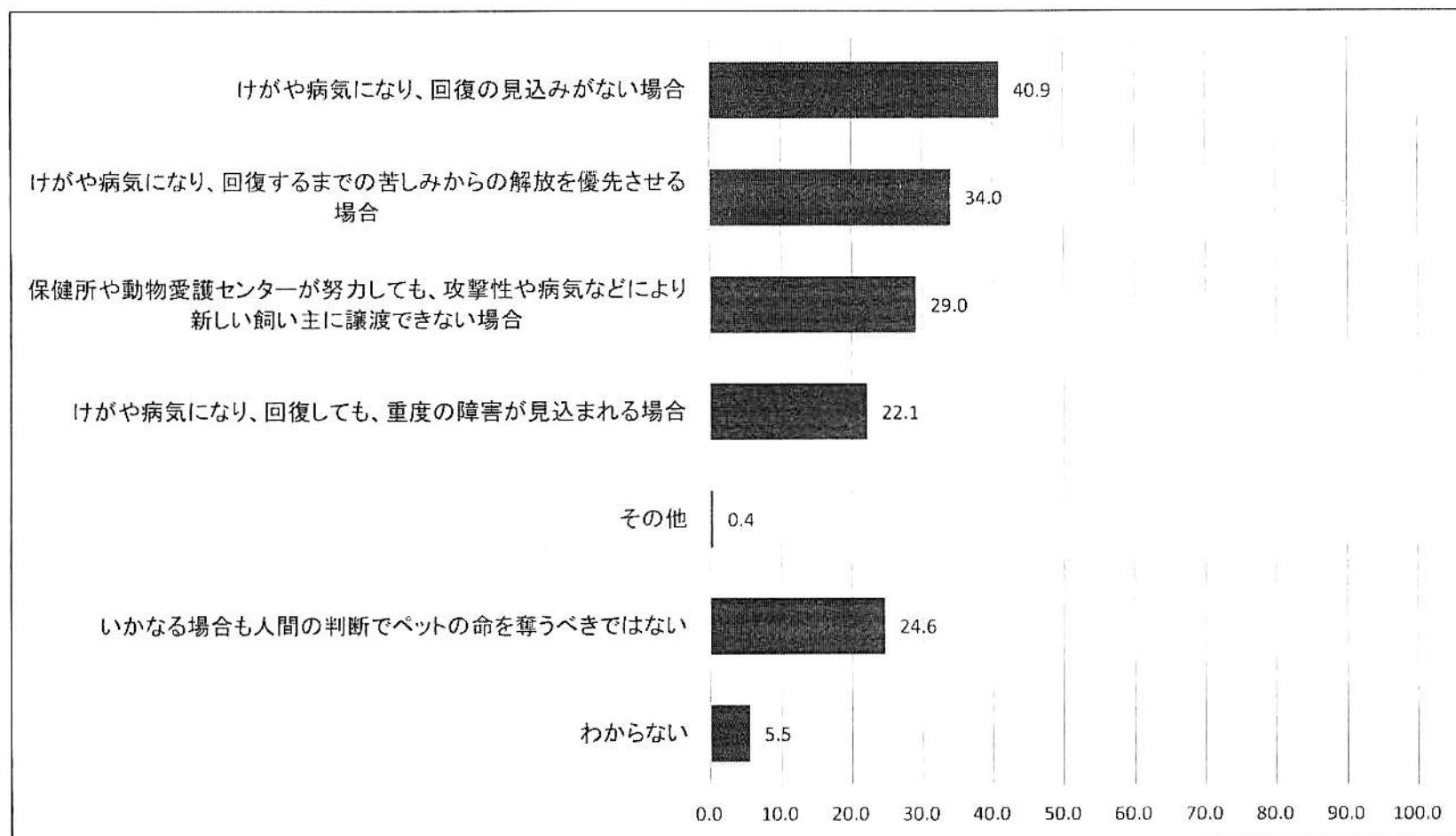
○ペット飼育をポジティブにとらえる回答が高い傾向。悪い影響をあげる意見も一定数存在している。



## ペットの殺処分に対する意識について

Q：あなたは、ペットの殺処分について、どのような場合に許容できるとお考えですか。  
(複数回答可)

○いずれの回答も過半数を超えておらず、多様な意見が存在することがうかがえる。



## 人間とペットが共生する社会の実現に向けた施策について

Q：あなたは、人間とペットが共生する社会の実現のために、行政がどのような取組に重点を置く必要があると思いますか。（複数回答可）

○人間とペットが共生する社会の実現のための各取組ともに回答率が25%を超えている。

